

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和元年12月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第63号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例の一部を改正する条例（令和元年11月8日京都市条例第16号）の施行期日は、令和元年12月6日とする。

（都市計画局建築指導部建築指導課）